

令和7年度計画からの変更点

令和7年度計画からの主な変更箇所は次のとおりです。

	項 目	変 更 内 容																				
1	<p>「第76回全国植樹祭えひめ2026」及び「Velo-city(ベロシティ)2027 Ehime」へ向けた食品衛生対策の強化</p>	<p>令和8年5月開催「第76回全国植樹祭えひめ2026」に加え、令和9年5月開催「Velo-city(ベロシティ)2027 Ehime」の関連食品提供事業者等に対し、食品衛生に関する知識の普及啓発を行う。また、施設設備の衛生状態、調理従事者の健康状態の確認等により対策を強化する。</p> <p>(愛媛県食品衛生監視指導計画(案)1ページ 第1の5、3ページ 第4の2(1)及び6ページ 第4の3(7))</p>																				
2	<p>業種別監視指導回数について</p>	<p>主に営業許可業種等に応じてランク分けを行っていたところ、愛媛県における過去の食中毒発生施設の実態に着目したランク分けに変更することにより、食中毒の再発や同様事例の発生を防止する。</p> <p>また、令和3年の食品衛生法改正から5年が経過するため、令和8年度に許可の有効期限を迎え許可を継続する施設におけるHACCPに沿った衛生管理の状況を確認し、指導・助言を行うことにより、HACCPに沿った衛生管理の一層の定着を図る。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 5%;">ラ ン ク</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">対象業種</th> </tr> <tr> <th style="width: 45%;">令和7年度</th> <th style="width: 50%;">令和8年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">A</td> <td>大量調理施設 行政処分施設 製造業(HACCP(基)・管理者設置)</td> <td>大量調理施設 行政処分施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">B</td> <td>飲食店(仕出し・弁当屋) 製造業(アイス・冷凍食品等)</td> <td>飲食店(仕出し・弁当屋) 飲食店 (加熱不十分な食肉調理提供施設)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">C</td> <td>製造業(菓子・漬物等) 集団給食施設</td> <td>製造業(氷雪・酒類除く) 集団給食施設</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">D</td> <td>飲食店(一般等) 食肉・魚介類販売業 氷雪・酒類製造業</td> <td>飲食店(一般等 加熱不十分な食肉調理提供施設除く) 食肉・魚介類販売業 氷雪・種類製造業</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">E</td> <td>飲食店(その他) 自動販売機・小分け・届出施設</td> <td>飲食店(自動車・露店・簡易) 自動販売機・小分け・届出施設</td> </tr> </tbody> </table> <p>※令和8年度に許可有効期限を迎え営業を継続する施設について、継続申請時等に衛生管理計画や実施状況の記録等の確認を行う</p> <p>→食中毒発生事例が少なく、監視に加え製造品の取去検査(行政検査)を行う製造業をCランク施設に統合、食中毒発生事例の多い加熱不十分な食肉の調理提供施設をDランクからBランクへ引き上げ。さらに、継続施設の申請時におけるHACCPに沿った衛生管理(計画や実施状況記録等)の確認について明記。</p> <p>(愛媛県食品衛生監視指導計画(案)6ページ 第4の3の(6)、12ページ 第7の4)</p>	ラ ン ク	対象業種		令和7年度	令和8年度	A	大量調理施設 行政処分施設 製造業(HACCP(基)・管理者設置)	大量調理施設 行政処分施設	B	飲食店(仕出し・弁当屋) 製造業(アイス・冷凍食品等)	飲食店(仕出し・弁当屋) 飲食店 (加熱不十分な食肉調理提供施設)	C	製造業(菓子・漬物等) 集団給食施設	製造業(氷雪・酒類除く) 集団給食施設	D	飲食店(一般等) 食肉・魚介類販売業 氷雪・酒類製造業	飲食店(一般等 加熱不十分な食肉調理提供施設除く) 食肉・魚介類販売業 氷雪・種類製造業	E	飲食店(その他) 自動販売機・小分け・届出施設	飲食店(自動車・露店・簡易) 自動販売機・小分け・届出施設
ラ ン ク	対象業種																					
	令和7年度	令和8年度																				
A	大量調理施設 行政処分施設 製造業(HACCP(基)・管理者設置)	大量調理施設 行政処分施設																				
B	飲食店(仕出し・弁当屋) 製造業(アイス・冷凍食品等)	飲食店(仕出し・弁当屋) 飲食店 (加熱不十分な食肉調理提供施設)																				
C	製造業(菓子・漬物等) 集団給食施設	製造業(氷雪・酒類除く) 集団給食施設																				
D	飲食店(一般等) 食肉・魚介類販売業 氷雪・酒類製造業	飲食店(一般等 加熱不十分な食肉調理提供施設除く) 食肉・魚介類販売業 氷雪・種類製造業																				
E	飲食店(その他) 自動販売機・小分け・届出施設	飲食店(自動車・露店・簡易) 自動販売機・小分け・届出施設																				